

令和2年第7回氷川町議会定例会会議録（第1号）

令和2年12月7日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第47号 氷川町竜北西部学童保育所整備基金条例の制定について
- 日程第 5 議案第48号 氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第49号 氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第50号 氷川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第51号 令和2年度氷川町一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第 9 議案第52号 令和2年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第53号 令和2年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第54号 令和2年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第55号 令和2年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第56号 指定管理者の指定について（氷川町立神峡公園）
- 日程第14 議案第57号 指定管理者の指定について（氷川町竜北物産館）
- 日程第15 議案第58号 指定管理者の指定について（氷川町農産加工研修センター）
- 日程第16 議案第59号 指定管理者の指定について（氷川町福祉センター等）
- 日程第17 議案第60号 指定管理者の指定について（氷川町まちづくり酒屋・氷川町まちづくり情報銀行）
- 日程第18 同意第 3号 氷川町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第19 同意第 4号 氷川町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第20 同意第 5号 氷川町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第21 請願第 2号 国の責任による少人数学級の前進を求める意見書に関する請願

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 西尾正剛	2番 木下厚
3番 河口涼一	4番 清田一敏
5番 長尾憲二郎	6番 吉川義雄
7番 上田俊孝	8番 三浦賢治
9番 上田健一	10番 松田達之
11番 片山裕治	12番 米村洋

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 平山早苗 書記 小田尊之

6. 説明のため出席した者の職氏名

町長 藤本一臣	副町長 平逸郎
教育長 太田篤洋	総務課長 稲田和也
企画財政課長 濤岡美智代	税務課長 西田美子
町民課長 尾村幸俊	福祉課長 山本昭義
農業振興課長 増住豪二	農地課長 星田達也
建設下水道課長 野田俊明	地域振興課長 前崎誠
会計管理者 橋本智明	学校教育課長 岩本博美
生涯学習課長 増永光幸	代表監査委員 島田博行

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和2年第7回氷川町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（米村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、8番、三浦賢治君、9番、上田健一君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（米村 洋君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月11日までの5日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月11日までの5日間とすることに決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（米村 洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

例月現金出納検査並びに定期監査が実施され、その報告書が提出されていますので報告します。

次に、令和2年第1回八代生活環境事務組合議会定例会が開催され、会議録が提出されていますので報告します。

次に、令和2年第2回氷川町及び八代市中学校組合議会定例会が開催され、会議結果の報告が提出されていますので報告します。

なお、これらの報告書及び会議録は議会事務局に保管してありますので、ご自由に閲覧願います。

次に、令和2年10月2日に、熊本県町村議会議長会議員研修会が熊本市で開催され、議員全員が出席しましたので報告します。

次に、令和2年11月12日に、熊本県町村議会議長会議会広報研修会が菊陽町で開催され、議会広報調査特別委員会委員3名が出席しましたので報告します。

次に、令和2年11月17日に、熊本県町村議会議長会常任委員長・議会運営委員長研修会が大津町で開催され、片山委員長、清田委員長、三浦委員長が出席しましたので報告します。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第 4 議案第 47号 氷川町竜北西部学童保育所整備基金条例の制定について

日程第 5 議案第 48号 氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 49号 氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 50号 氷川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 51号 令和2年度氷川町一般会計補正予算（第9号）について

日程第 9 議案第 52号 令和2年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第10 議案第 53号 令和2年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第11 議案第 54号 令和2年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第12 議案第 55号 令和2年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

日程第13 議案第 56号 指定管理者の指定について（氷川町立神峡公園）

日程第14 議案第 57号 指定管理者の指定について（氷川町竜北物産館）

日程第15 議案第 58号 指定管理者の指定について（氷川町農産加工研修センター）

日程第16 議案第 59号 指定管理者の指定について（氷川町福祉センター等）

日程第17 議案第 60号 指定管理者の指定について（氷川町まちづくり酒屋・氷川町まちづくり情報銀行）

日程第18 同意第 3号 氷川町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第19 同意第 4号 氷川町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第20 同意第 5号 氷川町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（米村 洋君） 日程第4、議案第47号 氷川町竜北西部学童保育所整備基金条例の制定についてから、日程第20、同意第5号、氷川町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでを一括議題とします。

町長の挨拶と提案理由の説明を求めます。

町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 皆さま、おはようございます。

二十四節気の一つ、大雪を迎えまして日に日に寒さが増しておりますけれども、議員各位におかれましては日々ご活躍のこととお慶び申し上げます。

本日は令和2年第7回氷川町議会定例会を招集をいたしましたところ、皆さま方には年末の大変お忙しい中にお集り合わせ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃より町政運営にあたりまして格段のご協力を賜り、おかげをもちまして各種施策もおおむね順調に進捗をいたしております、心より感謝とお礼を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染につきましては、1日当たりの感染者数がまた増加の傾向にあり、第3波が到来したと思われれます。そのような中、先月、町内1例目の新型コロナウイルス感染者1名が確認された旨の情報が熊本県より公表をされました。感染経路及び濃厚接触者等につきましては、県において調査の上、必要な措置を講じられ、感染拡大に至らず安堵しているところであります。感染された方も2回目の検査では陰性の結果が出たというふうに報告を受けております。

なお、八代郡医師会において、新型コロナウイルスとインフルエンザとの区別をするため、検査体制の確立に向けた検査センターを設置され、先月24日から稼働されております。身近に検査を受けられることは地域住民の皆さまの安心感につながるものでありまして、八代郡医師会の皆さま方に心より感謝を申し上げたいというふうに思っております。

国の地方創生臨時交付金を活用した支援事業も円滑に進捗をしております、氷川町「元気ががんばる券」発行事業の換金率が76.2パーセント、4分の3はもう既に換金をされております。

感染症対策、機器購入助成事業、個人世帯向けの予算執行率が82.6パーセント、農林水産業事業継続支援金、商工業の事業継続支援金、また休業等応援事業につきましても、それぞれ予算執行率が80パーセントを超えております。

学生扶養世帯給付金事業では233名の大学生扶養世帯に、一人当たり5万円の給付を行いました。保育園、幼稚園、職員及び学童保育所職員一人当たり3万円の給付を行ったところであります。

感染症予防のため、町内の小中学校及び公共施設の水道蛇口を自動式またはレバー式へ交換するとともに、体温感知カメラや消毒液等の備品を購入し、感染拡大防止に活用しているところであります。

I C T教育用タブレット端末につきましても、4年生以下の人数分を購入いたし

ましたので、町内全ての小中学生一人一台を確保したこととなります。

農業収入安定化事業収入保険に対する半額補助を追加いたしました。

個人世帯向け畳替え助成事業の予算執行率が90パーセント、公共施設の畳替え事業750畳分も既に発注済みでありまして、暫時、張り替えが行われております。い草生産者及びい業関係者の経営改善に役立っているものと思われま。

また11月から「花いっぱいプロジェクト」が始まり、町内の公共施設及び福祉施設等へ月2回の切り花の配布を来年2月まで実施をすることとしております。

なお、感染拡大予防のため、町の主要なイベントの中止をいたしました。今後も年度内のイベントは中止をしなければならない状況にあり、消防出初式、冬季町民体育祭及び氷川まつりは中止を決定したところであります。ただ、成人式につきましては、会場を竜北体育センターへ変更し、式典内容を工夫すると共に感染予防対策を万全にして実施をしたいというふうに思っております。

さて、令和2年度も8カ月を経過いたしました。主な事業の進捗状況のご報告をさせていただきます。

野津防災公園整備事業につきましては、本体工事の進捗率約80パーセントでありまして、来年3月上旬に竣工、4月供用開始を目指しております。宮原防災公園につきましては、造成工事を施工中であり、繰越事業として引き続き公園本体工事を実施し、来年秋には竣工の予定であります。

高齢者等福祉タクシー利用料金支援実証事業につきましては、11月末までに185名の方に交付を行いました。

病児・病後児保育事業につきましては、登録者数が33名、10月末までに延べ人数7名、延べ日数17日の利用がっております。

昨年1月のゴミ減量化宣言から約2年が経過をいたしますが、町民の皆さま方のご協力により、クリーンセンターへのごみ搬入量が減少傾向にあり、感謝をいたします。その一環として、電気式生ごみ処理機及びコンポスト容器購入助成を行っておりますが、11月末現在で電気式生ごみ処理機11台、コンポスト容器11台分の補助を行いました。予算執行率では、それぞれ11パーセント、22パーセントと双方共に思うように利用が伸びておりませんので、さらなる普及に尽力をまいります。

また、資源物リサイクルにつきましては、9月の収集日に全地区の実施世帯数の調査をいたしましたところ、全地区平均で56パーセントの結果でありました。リサイクルの推進がごみの減量化の一助になると思われましますので、全世帯実施に向けた啓発活動の推進をまいります。

住宅リフォーム事業につきましては、本年度も利用が多く、11月末現在で申請

件数40件、補助決定金額639万6,000円、実工事費4,345万円の実績となっておりまして、利用者の福利厚生及び町内商工業者への経済効果に役立っているものと感じております。

い業機械再生支援事業につきましては、11月末現在で申請件数16件、補助金額241万5,165円の実績でありまして、機械の延命化とともに生産性の向上に役立っております。なお、い草移植機の再生産が決定をし、JAやつしろにおいて希望申し込みが取られたところでありまして、氷川町では本年度2台、来年度10台、計12台が申し込みをされております。

団体営農業農村整備事業により農業用水排水路改修を実施するとともに、多面的機能支払交付金を活用いたしまして、町内30地区の農道及び水路等の維持、補修を図っております。

竜北地区県営湛水防除事業並びに氷川大堰ストックマネジメント事業につきましては、県と連携して事業の推進を図っているところであります。

大空町との交流事業では、11月27日に東藻琴高校の学生14名を農業体験実習として受け入れをいたしました。

ふるさと納税につきましては、11月末現在で5,231件、6,465万9,000円の実績でありまして、昨年の同時期に比べまして約3倍増となっております。

新型コロナウイルスの影響で遅れておりました、ペルー共和国貧困支援のための衣類提供につきましては、先週2日に出発式を行い発送いたしました。議員各位にもご出席を賜り誠にありがとうございました。なお、平岡ルイス様と締結をいたしておりました竜北西部学童保育所を建設にかかわる協定に基づき、去る11月19日付でその一部である5,000万円の寄附の入金がありましたので、ご報告をいたします。

さて、本定例会に提案をいたしておりますのは、条例の制定並びに一部改正4件、令和2年度一般会計及び特別会計補正予算5件、指定管理者の指定5件、同意3件であります。

議案第47号は、平岡ルイス様からいただいた寄附金を積み立てるため、氷川町竜北西部学童保育所整備基金条例を制定するものでございます。

議案第48号は、租税特別措置法及び地方税法の改正に伴い、氷川町介護保険条例の一部を改正するものであります。

議案第49号は、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、氷川町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

議案第50号は、租税特別措置法及び地方税法の一部改正に伴い、氷川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第51号は、令和2年度氷川町一般会計補正予算（第9号）でありまして、歳入歳出それぞれ1億8,423万4,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ86億2,846万円とするものであります。歳入の主な予算として、国県支出金合計で2,854万3,000円、給付金9,999万9,000円、繰越金4,803万4,000円、町債1,220万円であります。歳出の主な予算は総務費1億2,573万円、民生費1,605万2,000円、商工費1,960万7,000円、土木費4,204万1,000円で、教育費は2,357万6,000円の減額であります。

議案第52号は、令和2年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でありまして、歳入歳出それぞれ6万6,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ20億1,606万7,000円とするものでございます。歳入の主な予算として、繰越金6万6,000円、歳出の主な予算は、一般管理費6万6,000円でございます。

議案第53号は、令和2年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ193万6,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ19億1,816万9,000円とするものであります。歳入の主な予算として繰入金、歳出の主な予算は総務管理費であります。

議案第54号は、令和2年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ502万5,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ6億5,855万8,000円とするものであります。歳入の主な予算として、繰越金502万5,000円で、歳出の主な予算は公共下水道事業費502万5,000円であります。

議案第55号は、令和2年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ19万8,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ1億8,016万2,000円とするものでございます。歳入の主な予算として、国庫補助金と繰越金を合わせて19万8,000円、歳出の主な予算は総務管理費19万8,000円であります。

議案第56号から議案第60号までは、各公共施設の指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。

同意第3号から同意第5号までは、固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求めるものであります。

以上、簡単に説明を申し上げましたが、具体的な内容につきましては担当課長に説明をさせますのでよろしくご審議をいただき、円満なるご決定をいただきますようお願い申し上げます、開会の挨拶並びに提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（米村 洋君） これから、議案４７号から順次詳細説明を求めます。

企画財政課長、濤岡美智代さん。

○企画財政課長（濤岡美智代さん） 議案第４７号、氷川町竜北西部学童保育所整備基金条例の制定についてご説明いたします。

氷川町竜北西部学童保育所整備基金条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、氷川町竜北西部学童保育所の整備に活用するための寄附金をペルー共和国の平岡ルイス様から受領しており、来年度以降の整備費用にも充てるため、制定するものでございます。

以上で、議案第４７号、氷川町竜北西部学童保育所整備基金条例の制定について、説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、山本昭義君。

○福祉課長（山本昭義君） 議案第４８号、氷川町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、利子税等や延滞金の割合等の見直しに係る租税特別措置法及び地方税法の改正に伴い、介護保険条例に定められている延滞金の割合の特例規定について条例の一部を改正するものです。

３枚目、新旧対照表をご覧ください。附則第４項中、延滞金に係る用語であります特例基準割合を延滞金特例基準割合に改めるものです。

なお、この条例は令和３年１月１日から適用するものです。

以上で、議案第４８号、氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 議案第４９号、氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、国民健康保険税の軽減に係る所得基準等につきまして、令和２年９月の基礎控除額の基準額を上げるなどの地方税法施行令の一部を改正する政令に伴い、条例の改正を行うものでございます。

主な内容は、軽減判定所得の算定におきまして、基準額の３３万円から４３万円に引き上げるとともに、被保険者のうち給与所得者等の人数から１を減じた額に１

0万円を乗じた金額を加えるなど計算方法が改正されました。

3枚目の新旧対照表をご確認願います。1ページの改正後(1)では7割軽減、3ページの(2)では5割軽減、4ページの(3)では2割軽減の記載があります。

簡単に申し上げますと、地方税法の改正で所得額が上がり、軽減判定で影響が出る分を今回の改正により従前の形に戻す形となります。

この条例は令和3年1月1日から施行するものでございます。

これで、議案第49号、氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明を終わります。

続きまして、議案第50号、氷川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、令和2年3月31日、地方税法の一部を改正する法律が公布され、延滞金等の名称の見直しが行われることに伴い、氷川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものでございます。

3枚目の新旧対照表をご覧ください。特例基準割合を延滞金特例基準割合へ名称を変更し、関連箇所の文言を改めるものでございます。

この条例は令和3年1月1日から施行するものでございます。

これで、議案第50号、氷川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について説明を終わります。

○議長(米村 洋君) 企画財政課長、濤岡美智代さん。

○企画財政課長(濤岡美智代さん) 議案第51号、令和2年度氷川町一般会計補正予算(第9号)についてご説明いたします。

令和2年度氷川町一般会計補正予算(第9号)を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億8,423万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ86億2,846万円とするものです。

5ページをご覧ください。第2表、繰越明許費でございます。35款、土木費の5つの事業です。長寿命化橋梁点検事業は、交付金事業から補助金事業への制度変更で発注手続きが10月になり、関係機関との協議も必要であることから、年度内完了が見込めないため繰り越すものです。

町道北川反甫北鹿野線道路改良事業などの4事業は、社会資本整備総合交付金事

業でありまして、効果的な事業執行のために年度を越えての工期期間が必要であるため繰り越すものでございます。

6ページをご覧ください。第3表、債務負担行為補正でございます。追加になります。ふるさと納税事業支援業務委託、期間は令和5年度まで、限度額は1億6,500万円でございます。

7ページをご覧ください。第4表、地方債補正でございます。土木債を2億930万円へ変更し、民生債を廃止するものです。

歳出の主なものについてご説明いたします。14ページをご覧ください。10款、総務費、5項、総務管理費、15目、企画費、12節、委託料のふるさと納税事業支援業務委託料2,750万円でございますが、今年度のふるさと納税の目標額を5,000万円としておりますが、11月末現在で5,000万円を超えております。今後、年末に向けて寄附が増えることが予想されますので、寄附目標額を5,000万円増額し1億円といたします。それに伴い、業務委託料を計上するものでございます。

15ページの85目、ふるさと氷川応援基金費、24節、積立金5,000万円は、ふるさと納税の寄附額の増加見込みを基金に積み立てるものでございます。

16ページをご覧ください。15款、民生費、5項、社会福祉費、15目、障害者福祉費、19節、扶助費800万円は、障害福祉サービス費等及び障害児通所給付費等でありまして、サービス利用の増加により不足が見込まれるため計上するものです。国庫負担金2分の1、県負担金4分の1の事業でございます。

17ページをご覧ください。10項、児童福祉費、5目、児童福祉総務費、22節、償還金利子及び割引料204万9,000円は、子育てのための施設等利用給付費に係る令和元年度実績に伴う国庫及び県費の返還金でございます。15目、保育所費、22節、償還金利子及び割引料339万1,000円につきましても、保育施設給付費など令和元年度実績に伴う返還金の計上でございます。

19ページをご覧ください。25款、農林水産業費、5項、農業費、10目、農業振興費、18節、負担金補助及び交付金の攻めの園芸生産対策事業費補助金は、果樹強化棚整備事業分で、事業費の3分の1以内の補助でございます。熊本土地利用型農業競争力強化支援事業補助金は、機械の導入などを支援するもので、事業費の2分の1以内の補助でございます。2つの事業とも全額県補助であります。

20ページをご覧ください。30款、5項、商工費、10目、商工業振興費、18節、負担金補助及び交付金の新型コロナウイルス感染症感染予防対策器具購入助成金1,800万円は、住民が町内事業所から購入する感染予防対策器具の購入費用に対して補助するもので、補正予算（第7号）で計上しておりますが、多くのご

要望があり増額するものでございます。

35款、土木費、5項、土木管理費、5目、土木総務費、18節、負担金補助及び交付金600万円は、空き家バンク促進補助金でございませう。空き家バンクへの登録が増加傾向にありまして補助申請も増えており、不足が見込まれるため計上するものです。

21ページをご覧ください。10項、道路橋梁費、15目、道路新設改良費、12節、委託料は、社会資本整備総合交付金事業であります、町道河原鹿島西網道線道路改良測量設計業務委託料でございませう。

14節、道路工事請負費は、町道4路線の道路改良工事費でございませう。これらの工事につきましても、社会資本整備総合交付金事業でございませう。

21節、補償補填及び賠償金は、電柱移設及び建物等の補償金であります。町道北川反甫北鹿野線及び河原鹿島西網道線道路改良事業に伴うものでございませう。

22ページをご覧ください。45款、教育費、5項、教育総務費、10目、事務局費、18節、負担金補助及び交付金1,335万円の減額は、学生扶養世帯給付金事業が10月末で終了し、実績が233人への交付となりましたので、不用額を減額するものでございませう。

23ページをご覧ください。10項、小学校費、5目、学校管理費、12節、委託料の減額の主なものは、宮原小学校及び竜北西部小学校の教室と床研磨業務委託料でございませう。夏休み中に実施する計画でしたが、夏休み短縮により作業日数の確保が困難となり、未実施となったものです。

24ページをご覧ください。20項、社会教育費、5目、社会教育総務費及び10目、公民館費の各節の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から中止となった事業に係る費用でございませう。

続きまして、歳入の主なものをご説明いたします。10ページをご覧ください。65款、国庫支出金、10項、国庫補助金、25目、土木費国庫補助金、5節、土木費補助金は、防災安全社会資本整備交付金及び道路メンテナンス事業補助金でございませう。道路メンテナンス事業補助金は、橋梁点検事業に係るもので、社交金事業として予定しておりましたが、国の補助金制度の変更により計上するものでございませう。

35目、教育費国庫補助金、13節、学校教育補助金200万円は、学校保健特別対策事業費補助金として、感染対策等の支援、1校につき50万円の補助が1校につき100万円の補助に増額となりましたので、4校分の増額を計上し、歳出の小学校及び中学校の事務センター費に充当しております。

12ページをご覧ください。70款、県支出金、15項、委託金、5目、5節、

総務費委託金は、権限移譲事務委託金であります。交付金決定通知により補正するもので、交付金内訳により各事業へ充当しております。

80款、5項、寄附金、7目、5節、民生費寄附金4,999万9,000円は、ペルー共和国の平岡ルイス様からの寄附金であります。平岡様のご希望により、竜北西部学童保育所建設事業に活用するもので、本年度の事業費に充当した残額については基金に積み立て、来年度以降の事業費に充当いたします。

13ページをご覧ください。85款、繰入金、10項、基金繰入金、20目、5節、合併振興基金繰入金の減額につきましては、充当しておりました人材育成交流事業などが中止になったことによるものです。

99款、5項、町債、20目、土木債、15節、合併特例債1,440万円は、道路新設改良事業の財源に充当するものでございます。

26ページの地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書につきましては、ご覧いただきたいと存じます。

以上で、議案第51号、令和2年度氷川町一般会計補正予算（第9号）についての説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 議案第52号、令和2年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

令和2年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億1,606万7,000円とするものでございます。

まず、歳出につきまして、ご説明いたします。

7ページをお願いいたします。5款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費、12節、委託料の6万6,000円は、新型コロナウイルス関係並びにマイナンバー関係の帳票追加によるシステムの改修でございます。

次に、歳入をご説明いたします。

6ページをお願いいたします。45款、5項、10目、繰越金、5節、その他繰越金6万6,000円は、歳出のシステム改修委託料の財源を繰越金からするものでございます。

これで、議案第52号、令和2年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3

号) について説明を終わります。

○議長(米村 洋君) 福祉課長、山本昭義君。

○福祉課長(山本昭義君) 議案第53号、令和2年度氷川町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

令和2年度氷川町介護保険特別会計補正予算(第2号)を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いします。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ193万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億1,816万9,000円とするものです。

8ページをお願いします。歳出を説明いたします。5款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費、12節、委託料132万円及び15項、介護認定審査会費、5目、認定調査費、12節、委託料61万6,000円は、令和3年度から第8期介護保険事業に伴う介護報酬改定などのシステム改修費用となります。

次に、6ページをお願いいたします。歳入の主なものとしまして、15款、国庫支出金、10項、国庫補助金、15目、事業費補助金、5節、現年度分66万円は、歳出5款、5項、5目、12節、委託料の2分の1の補助となります。

7ページをお願いします。50款、諸収入、15項、雑入、10目、5節、返納金424万1,000円は本田会との和解金となります。

以上で、議案第53号、令和2年度氷川町介護保険特別会計補正予算(第2号)について説明を終わります。

○議長(米村 洋君) 建設下水道課長、野田俊明君。

○建設下水道課長(野田俊明君) 議案第54号、令和2年度氷川町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について説明いたします。

令和2年度氷川町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

補正予算書を開けていただきまして、1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ502万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,855万8,000円とするものでございます。

4ページをご覧ください。5款、5項、公共下水道道路管路施設修繕改築事業につきましては、年度内完了が見込めないため、繰り越すものでございます。令和元年度の宮原処理区管路調査の結果を受けまして、ストックマネジメント計画に基づき、宮原処理区の幹線約4.3キロにおいて、管渠のテレビカメラ調査を行いました。その中で緊急度判定を行いまして、その結果、順次改築更新計画、次に実施設

計、改築更新工事という流れを予定しておりましたが、改築更新計画の受託業者の所在地が福岡市ということでありまして、新型コロナウイルスの影響等によりまして、一時期県をまたいでの移動が困難になりました。その関係で、改築更新計画策定が延びた関係で現在発注しております詳細設計の成果をもって、管路改築更新の工事の契約の繰り越しを見込んでいただいております。

次に、歳出につきましてご説明いたします。

8ページをご覧ください。5款、5項、公共下水道事業費、10目、公共下水道維持費、10節、修繕料ですが、マンホールポンプの更新が1カ所必要となりました。併せまして、マンホールポンプ換気扇等の部品交換が1カ所、マンホールポンプ水位計の修繕が1カ所の計3カ所の修繕としております。

続いて、歳入の説明に入ります。

7ページをご覧ください。これは歳出で説明いたしましたマンホールポンプ等の修繕について、繰越金を補正し支出するものです。

以上で、議案第54号、令和2年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 議案第55号、令和2年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

令和2年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ19万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,016万2,000円とするものです。

7ページをお願いいたします。歳出からご説明いたします。5款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費、12節、委託料の19万8,000円は、平成30年度税制改正に伴い、所得課税情報の項目追加と設定内容の変更に対応するシステム改修でございます。

次に、歳入をご説明いたします。6ページをお願いいたします。13款、国庫支出金、10項、5目、5節、国庫補助金3万9,000円は、歳出でご説明いたしましたシステム改修の5分の1が国から補助されるものでございます。

25款、5項、5目、5節、繰越金15万9,000円は、システム改修の不足分を繰越金から補うものでございます。

これで、議案第55号、令和2年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第

2号) について説明を終わります。

○議長(米村 洋君) 地域振興課長、前崎誠君。

○地域振興課長(前崎 誠君) 議案第56号、氷川町立神峡公園の指定管理者の指定についてご説明いたします。

氷川町立神峡公園条例第14条第1項の規定に基づき、氷川町立神峡公園の指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

氷川町立神峡公園は、熊本県八代郡氷川町立神648番地の4、立神峡里地公園管理運営協議会、会長 高山登様を指定管理者とし、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間指定するものでございます。

公募しまして、説明会には1団体の参加がありました。その他、電話での問い合わせが1団体、来庁が1団体でございます。応募されたのは、立神峡里地公園管理運営協議会とNPO法人スポーツクラブ・エスペランサ熊本の2団体でありました。

氷川町指定管理候補者選定委員会では、この2団体の評定を行い、適当と判断されましたので指定管理者として指定するものです。

以上で、議案第56号の説明を終わります。

○議長(米村 洋君) 農業振興課長、増住豪二君。

○農業振興課長(増住豪二君) 議案第57号、指定管理者の指定についてでございます。

次のように指定管理者を指定します。施設の名称、氷川町竜北物産館。指定管理者、熊本県八代郡氷川町大野875番地3、有限会社氷川町まちづくり振興会、代表取締役 藤本一臣。

指定の期間は、令和3年4月1日から3年間でございます。

提案理由としまして、氷川町竜北物産館条例第14条第1項の規定に基づき、氷川町竜北物産館の指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長(米村 洋君) 農業振興課長、増住豪二君。

○農業振興課長(増住豪二君) 引き続き、議案第58号についてご説明をいたします。

指定管理者について、次のように指定するものでございます。施設の名称、氷川町農産加工研修センター。指定管理者、熊本県八代郡氷川町大野875番地3、有限会社氷川町まちづくり振興会、代表取締役 藤本一臣。

指定の期間は、令和3年4月1日から3年間でございます。

提案理由としまして、氷川町農産加工研修センター条例第12条第1項の規定に

基づき、氷川町農産加工研修センターの指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上です。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、山本昭義君。

○福祉課長（山本昭義君） 議案第59号をご説明いたします。竜北福祉センター、宮原福祉センター、宮原ふれあいセンターの指定管理者の指定についてで、提案理由としまして、氷川町福祉センター等条例第15条第1項の規定に基づき、氷川町福祉センター等の指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

この施設は、熊本県八代郡氷川町島地651番地、社会福祉法人氷川町社会福祉協議会、会長 藤本一臣を指定管理者とし、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間指定するものです。

氷川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項に規定する設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待ができるものとして非公募により選定したものです。

候補者選定委員会で審査し、適当と判定されましたので、指定管理者として指定するものです。

以上で、議案第59号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、前崎誠君。

○地域振興課長（前崎 誠君） 議案第60号、氷川町まちづくり酒屋・氷川町まちづくり情報銀行の指定管理者の指定についてご説明いたします。

提案理由としまして、氷川町まちづくり酒屋条例第14条第1項及び氷川町まちづくり情報銀行条例第15条第1項の規定に基づき、氷川町まちづくり酒屋及び氷川町まちづくり情報銀行の指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

氷川町まちづくり酒屋・氷川町まちづくり情報銀行は、熊本県八代郡氷川町宮原栄久31番地10号、宮原まちづくり株式会社、代表取締役 藤本一臣様を指定管理者とし、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間指定するものでございます。

氷川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項に規定する設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できるとして非公募により選定したものです。

候補者選定委員会で審査し、適当と判断されたので指定管理者として指定するものです。

以上で、議案第60号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 同意第3号についてご説明をいたします。

固定資産評価審査委員会委員の選任についてございまして、次の者を氷川町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所 熊本県八代郡氷川町大野880番地

氏名 高岡 三郎

生年月日 昭和25年6月11日生まれでございます。

同氏は平成4年9月に、固定資産評価審査委員会委員に選任され、28年の長きにわたり職務に精励をいただいておりますが、卓越した識見と温厚で実直な人柄によりまして、献身的にその職務にご尽力をいただいております。今後とも職務遂行に期待ができますので、再任をお願いするものであります。

続きまして、同意第4号についてご説明いたします。こちらも固定資産評価審査委員会委員の選任についてございまして、議会の同意を求めるものであります。

住所 熊本県八代郡氷川町鹿野582番地の1

氏名 本田 憲明

生年月日 昭和23年12月2日生まれでございます。

同氏も平成21年9月に、固定資産評価審査委員会委員に選任され、11年間職務に精励をいただいておりますが、卓越した識見と温厚で実直な人柄によりまして、こちらも献身的にその職務にご尽力をいただいております。今後とも職務遂行に期待ができますので、再任をお願いするものでございます。

続きまして、同意第5号につきましてご説明いたします。こちらも固定資産評価審査委員会委員の選任についてございまして、議会の同意を求めるものでございます。

住所 熊本県八代郡氷川町宮原855番地6

氏名 佐々木 貞行

生年月日 昭和22年8月6日生まれでございます。

同氏は平成29年12月に、固定資産評価審査委員会委員に選任され、3年間の職務に精励をいただいておりますが、行政で培った識見と温厚で実直な人柄によりまして、3年間献身的にその職務にご尽力をいただきました。今後も職務遂行に期待ができますので、再任をお願いするものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（米村 洋君） 説明が終わりました。ここで5分間、休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時57分

再開 午前11時02分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。

議案第47号について、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第48号について、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第49号について、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第50号について、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第51号について、質疑ありませんか。

吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 1点だけ、説明がなかったのでお伺いします。

18ページ、15款、民生費、15項、福祉センター費、竜北福祉センター費、工事請負費、現在、福祉センター外壁の改修工事はやっていると思うのですが、ここで新たに100万円が提起されました。

一連の工事で不足するのか、新たに工事する箇所が出てきたのか。要するに工事する場合、改めてすると足場とか、いろいろそういう経費がかかるので、そのことかなと思いました。このことはちょっと説明がなかったと思いますので、お尋ねをいたします。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、山本昭義君。

○福祉課長（山本昭義君） 今の工事に合わせて、この工事を行う予定です。外壁のタイルを今回、外してしまって、窓枠等のとり合い箇所に空洞とか、隙間が判明しましたので、その部分を埋めないと次の塗装作業に入れませんので、そのための補正

予算ということをお願いしているものでございます。

以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 最初の工事を発注する時点では、そういう調査は十分やられたと思うんだけど、結果として後から発見された追加工事になるというのは本来、私は町の予算執行の立場からは、ちょっと問題かなと思うのですが、その点は調査する段階では発見できなかったということですね。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、山本昭義君。

○福祉課長（山本昭義君） はい。全体的にタイル貼りでその裏のところまでは判明できておりませんでしたので、今回、はがしてやっと分かったというような状況で、この補正予算をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） こういうのは結果として、工事を発注した後で発見されることはあると思うんです。こういうのは予算計上して、予算を説明するときに漏れないように、ぜひやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（米村 洋君） 答弁いいですか。

○6番（吉川義雄君） はい、いいです。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第52号について、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第53号について、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第54号について、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第55号について、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第56号について、質疑ありませんか。

吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 指定管理者の指定について、今回、立神峡公園は現在の指定管理者が引き続いて行うことになったわけですが、公募されてもう1団体、NPO法人が応募したということですが、評価についてポイントがどうだったのか。それをもしよければ出していただきたいと思います。

コロナの感染状況が広がる中で、公園を有効活用というのはなかなか難しい状況だというふうに思うのですが、たまに出かけて行っておりますが、やはり人が来なくてもきちんと公園の管理をしていかなければならないというふうに思っています。

そういう点で、新しい団体が入ってくるというのはいいことかなと思いますので、評価はどのようにされたか、ポイントはどうだったか。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、前崎誠君。

○地域振興課長（前崎 誠君） 評価評点の項目としては5項目ありまして、実施計画の内容が住民の平等な利用が確保することができるものであるかについて、適否の判断をいたします。その他に、事業計画の内容が当該公の施設の効果を最大限に発揮させるものであるか。事業計画書の内容が管理に係る経費の縮減を図られるものであるか。事業計画書に沿った管理を安定して行うために、必要な人員を有しているか。その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認められる事項。4項目は項目ごとに評点をしたものです。

選定委員会では7名で評点して、700満点の中で、立神峡里地公園管理運営協議会は520点、NPO法人スポーツクラブ・エスペランサ熊本は333点でありました。

以上です。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。

西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） 今、課長のほうから説明ありましたが、内容についてはこの指定管理候補者選定委員会設置要綱の中で、内容については他に漏らしてはならないというふうになっていますので、今、課長が言われました、ここの審査の内容、これも実は立神峡公園指定管理者募集要項というのがネット上で上がっておりますので、これの中身を見てみました。今、課長が言われましたように審査の内容が掲げられておりました。

ここで、今、点数が公表されたわけですが、ここの配点のところ、この事業計画書の内容が管理に係る経費の縮減が図られているかどうかというところ、この配点のところは30点で、ここの項目での100点満点中30点というのはこ

ここに掲げられております。

この経費の縮減というところで、これは委員会付託されますので、委員会の中でももう少し詳しく聞きたいと思うのですけれども、経費の縮減が図られていたかどうかという点をお伺いしたいと思います。

これは前年度決算と今年度の当初予算の金額からすると、9月議会で債務負担行為が上がっておりましたが、来年度から3年間のこの債務負担行為の金額からすると、現在の令和2年度の当初予算の金額から比較すると190万円ぐらい金額が増えることとなります。1,000万円近く、ここの管理を委託するのに費用が来年度上がってくると見込まれるのですけれども、この190万円について、この経費の縮減というのは実際図られたものであるかどうかというのを基準として考えるときに、どういった事業の内容ということで採点されたかどうか、詳しい内容は委員会の中でお伺いしたいと思いますのですが、この審査内容で、もし説明できる部分があればございましたらお願いしたいと思います。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、前崎誠君。

○地域振興課長（前崎 誠君） 費用の縮減の項目の30点の中では3項目ありますので、その内容については委員会で説明したいと思います。

西尾議員のほうからありました、前回の委託料より186万8,000円増加しているのですが、これは賃金あたりで、前回の算定も最低賃金を基に算定しておりましたので、その最低賃金のアップと、施設内を適正に管理していただくため、里地竹林等の下払いと作業の日数をちょっと見直したところがありますので、そういった中で賃金等がアップしております。

その他、修繕料1万円以下は指定管理者のほうでありますが、建設してかなりの年数が経っておりますので、修繕料等を少しアップしております。それと消防施設点検につきましては、町のほうから出していたのですけれども、それも含めた中で、今回の算定基準としております。その他、消費税のアップに伴う相対的なことになっております。

あと、先ほど言われました各団体さんからの申請は、内容を出された中で各審査員のほうで配点の基準を設けておりますので、それに基づいて配点された結果がこのような結果になっております。詳しくは委員会で説明したいと思います。

以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） 詳しい内容は委員会の中でお伺いするとして、もう12年経験されている団体ですので、これもネット上に出ておりますので、ちょっとこれも参考までにご報告したいのですが、委託料で74万円出ています。これは夜間警備と

か、夏期の警備、ガードマンの委託料なんでしょうけれども、それと浄化槽の管理などがこの一昨年では74万円払われております。

言いたいのは、多分、宮原振興局のほうには連絡がいていると思うのですが、この施設の中は熊野座神社の手前のトイレとか、こういったところも管理するようになっているんですけれども、複数の人から、ちょっと私にお話があったのが、トイレがクモの巣が張っているとか、ライトが消えているとか、そういったことの苦情めいた連絡がありまして、翌日、宮原振興局に行ったところ、その連絡はいただいているということでした。

あと、熊野座神社の裏の五百羅漢のところから登る遊歩道があるんですが、その整備あたりもきちんとやってほしいなというようなことだったものですから、その連絡をいただいた翌日、五百羅漢の遊歩道を登ってみました。確かにログハウスの前付近が草払いとかがちょっと不十分だったと思います。

ですから、年間この74万円というお金で支出されているわけですが、もう少しシルバー人材とかを使われて、環境整備をきちんとしてもらえたらなというふうに思います。そういった整備面ですね。

それと、先ほど言いましたように、担当課のほうも少しそういった配慮、照明が切れていて、たまに見に行ってもらって、指定管理者に丸投げをするんじゃなくて、ちょっと主管課としてそういった配慮がほしいなというふうに思います。

以上です。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、前崎誠君。

○地域振興課長（前崎 誠君） 今、西尾議員から言われたとおり、委託の契約の中の管理すべきところはしっかり定めております。トイレの件は振興局のほうにも苦情等がっておりますので、今後そういった管理すべきところは、私と担当者で定期的に回って、施設の清掃管理を適切にするように指導をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（米村 洋君） いいですか。

○1番（西尾正剛君） はい、結構です。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第57号について、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第58号について、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第59号について、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第60号について、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第47号から議案第60号までは、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号から議案第60号までは、議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第21 請願第2号 国の責任による少人数学級の前進を求める意見書に関する 請願

○議長（米村 洋君） 日程第21、請願第2号、国の責任による少人数学級の前進を求める意見書に関する請願を議題とします。

お諮りします。請願第2号については、会議規則92条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

紹介議員の説明を求めます。吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 請願第2号、国の責任による少人数学級の前進を求める意見書に関する請願の紹介議員に、私、吉川がなりましたので、請願の趣旨弁明をいたします。

この請願は、新日本婦人の会八代支部代表 遠山ハルノさんから提出されたものであります。

請願の項目は、小中学校の全学年を30人以下の学級に、教職員を増員、国の責

任で少人数学級を行うよう意見書を採択してくださいという3項目であります。

請願の趣旨について述べます。新型コロナウイルス感染症防止のため、一斉休校は友達に会えない、いつになったら学校に行けるのかと子どもたちに不安をもたらしました。学校で学ぶことの大切さを子どもも、子どもを見守る保護者も実感しました。学校再開後、分散登校では子どもたち一人一人を大切にしている面倒が見られた、授業がよく分かれると教師や子どもたちが話をしていました。

コロナ感染防止対策として休校明けの分散登校からの経験から、全国で少人数学級を求める声が大きくなっています。教育研究者有志が7月から呼びかけた少人数学級を求める署名は現在18万人分もなりました。また、国に少人数学級の実現を求める地方議会の意見書が少なくとも228自治体で採択されています。コロナの危機の中で学ぶ子どもたちに、少人数学級と豊かな学校生活を保障したいという思いは多くの人の共通の願いです。

文科省、学校の新しいマニュアルは、席の間を最低でも1メートル程度開けることが必要としていますが、現行の40人ではそれも無理です。さらに教職員も40人学級で感染防止対策をしながら、授業時間の確保に追われている状況があります。子どもが置かれた、さまざまな状況にしっかりと対応できる環境づくりに向けて少人数学級の実現は、その第一歩です。

新型コロナウイルス感染症の再びの拡大が予想されています。長期休校で再び子どもの学びを止めることがないよう備えが必要であり、少人数学級の体制は極めて重要です。父母、保護者、地域住民の願いに応え、自治体独自の少人数学級が着実に前進しています。しかし、国の責任による施策でないため、自治体間の格差が広がっていることも厳しい現実です。全ての児童生徒に行き届いた教育を実現するために、国が責任をもって少人数学級の前進と、そのための教職員定数改善を行うことが極めて重要です。

よって、国に対する意見書を採択してくださいますようにお願いいたします、というのが請願の趣旨に記載されています。

一つ、私の意見を付け加えさせていただきたいと思います。現在、報道によりますと、国の責任による少人数学級を求める意見書を採択した自治体は500を超えています。中でも最近では鹿児島県議会、北海道議会、京都市議会は全会一致で採択になったと報道されていました。

こうした状況になったのは、全国知事会、全国市長会、全国町村長会の首長3団体が7月2日に、新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言を萩生田文部科学大臣に提出いたしました。また、自民党の教育再生実行本部、馳浩本部長が9月24日、小学校の30人学級の実現を目指す決議を求め、これもまた萩生田文部科学

大臣に提出をしています。

こうした動きの中で、コロナ禍の中、少人数学級が全国で大きな流れになってきています。請願の趣旨をぜひご理解いただき、議員各位が賛同されますようお願いをいたしまして、趣旨説明といたします。

○議長（米村 洋君） 請願第2号について、質疑ありませんか。

西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） お尋ねします。この新日本婦人の会という団体がどういう団体なのか、全く知りませんでしたので、どういった団体で、どういう活動をしているのか、いろいろ調べてみました。

私は兄が自衛官だったこともあって、海上自衛隊で頑張っている身内もいます。また、氷川町議会議員が防衛議員連盟に入って自衛隊の活動を支援し、7月4日の熊本豪雨の際の災害派遣では、その尽力している自衛隊の姿に全く頭が下がる思いをしておりました。

そうした私からすると、この女性の会の活動に大きなギャップを感じますが、この請願団体がどういった団体でも、この請願内容を十分議論して採択を迎えなければなりません。

30人以下学級にすれば、先生たちから子どもたちへの目配りの点から、児童生徒たちが少ないに越したことはありませんから、保護者にとっては大歓迎なことだと思います。しかし、30人以下学級にして、この2番目の項目にあります教職員を増やすには、教職員数、先生方の数の確保、どのくらいの職員数の確保が必要なのか。熊本県内でも数千人規模の教職員の確保が必要となってくるでしょうから、そういったところをどう考えておられるのか。

次に、この人件費について、国の多大な財源確保が必要となるわけです。コロナウイルス対策で、新規国債発行額は既に90兆2,000億円を超え、次の補正では空前の100兆円超えだそうです。この新日本婦人の会と吉川議員は、この2点について、財源確保と教職員の確保についてどう考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 今、お尋ねの第1点の点、新日本婦人の会というお尋ねです。新日本婦人の会は、一昨年でしたか、NHKのテレビ『あさが来た』で、この中でも話が出てきたわけですが、いわさきちひろ、有名な児童画家といいますか、いわさきちひろや、それから創設は平塚らいてうという人が創設者になっています。

会の一番の目的は、核戦争の危機から女性と子どもの命を守ります。憲法改正に反対し軍国主義復活を阻止します。3つ目に、生活向上、女性の権利、子どもの幸

せのために力を合わせます。4つ目に、日本の独立と民主主義、女性解放を勝ち取ります。5つ目に、世界の女性と手をつなぎ永遠の平和を打ち立てますということで、会の目的がなっています。

会の設立は1962年10月19日、今、言いました平塚らいてう、いわさきちひろ、そして羽仁説子さんとかがおられます。そういった人たちが会の創設者のメンバーであります。

教職員の確保について言われました。教職員の確保については言われるとおり、国の責任でこれはやらなくてはならないと。少子化になってから教職員の数がこの間、ずっと減ってきています。教職員の数を増やす点で言われているのは、このまま10年間たてば、もっと子どもたちが減ってきて、職員は採用しなくても足りるようになるんだという新聞の記事もありました。今、少子化によって今後10年間で5万人の教員が余剰となる、余る。少人数指導のために、既に追加配備している教員も3万人いる。時間をかければ大きな追加、負担は生じないと、これは文科省が説明しているわけであります。

また、財源を言われましたが、国が防衛費に使うお金、毎年増えて、今回5兆円というふうに言われています。私は、そういう点を考えれば、国が責任を持ってやることは十分予算の配分の中でできるというふうに考えています。

意見書が上がっている中に、やはり子どもたちの教育を守るためには、教職員を増やしてほしいというのは全国の願いではないでしょうか。私の勉強では、それくらいしか答弁することができませんが、以上でいいでしょうか。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） やはり防衛費削減の話が出ましたけれども、私たち日本人が安心して毎日を過ごせるというのは、やはりこういった自衛隊とか、海上保安庁とかですね、こういった人たちの頑張りだと思しますので、これは防衛費を削減して人件費に当てるとするのは、少し私と考え方は違うような気がいたします。

以上です。

○議長（米村 洋君） 新日本婦人の会の団体というのはどうなのか、ご理解いただいたのですか。

○1番（西尾正剛君） はい。それはもうネットで調べておりましたので、十分分かっておりました。

○議長（米村 洋君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） 私は反対の立場で述べさせていただきますが、まず先の国会で、この少人数学級について取り上げられていました。それについては、趣旨は分かるが即対応というわけにはいかないといった内容だったかと思います。もちろん即対応ができないから、こうした意見書を継続的に国民の権利として公の機関に対して要望する、そういったことということは理解いたします。

昨年、合志市で人口が伸び続けていて、子どもたちが増えているということで、小中学校建設という報道がありました。まれなことでしょう。しかし、全国的に子どもたちが著しく少なくなり、熊本県は学校再編計画により、天草の小学校など一気に廃校となりました。現場の先生の数はいつも足りないという声はよく聞きますから、余剰といたらいけないのですが、そういった廃校となった教職員の再配備や退職後の教職員の再任用での配置等、県教育委員会が行う人事配置を限られた予算の中でやりくりをやってもらうべきかと思います。

国は財源確保が困難といった国会答弁だったと思いますが、この請願の3項目めに国の責任でとありますが、教育は国に一方的に任せるのではなく、地方自治体もその役割を担うべきものだと考えます。熊本県では県独自予算で来年4月から中学校1年生を35人学級とする計画みたいですし、氷川町では以前から町の独自の予算で支援員を確保しています。請願書には自治体間格差が広がっているとありますが、このように熊本県も氷川町も予算を確保して教育支援を行っている、国対応が困難であれば、自治体間格差が生じるのはやむを得ないものかと思います。

また、少人数学級にすれば良いかということ、先生たちの資質にもよると思いますし、孫子に将来の財政負担のつけ回しをするのはどうかと思うわけです。

こういった考え方で反対意見といたします。

○議長（米村 洋君） ほかに討論はありませんか。

吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 私は賛成の立場から討論をいたします。この請願の趣旨は、今、反対討論の中にもありましたが、地域によってできるところ、できないところが出てくる。格差が生まれる。こういうことで国の責任でこれはすべきだというふうに出たわけでありませう。

請願の趣旨説明でもありましたが、少人数学級を求める意見書が今、相次いでいます。全国知事会、市長会、全国町村長会の話もしましたが、新しい時代の学びの環境整備に向けた提言を文部科学大臣に出しました。また、自民党の教育再生本部も30人学級を目指すということを出しました。

10月28、29日に、中央教育審議会が文部科学省の特別部会ではありますが、

ここの関係団体の聞き取りがありました。全国都道府県教育委員会連合会、ここは学級編制標準引き下げ、国の財政措置が必要だと意見を述べています。また、全国市町村教育委員会連合会は、30人学級の早期実現は緊急かつ重要項目である。日本PTA全国協議会は、少人数クラスの実現は避けられない。10団体が少人数学級に言及をしています。これは新聞で報道されていました。

文部科学大臣はこうした要請を受けて、11月11日に放送されたテレビの番組の中で、公立小中学校の少人数学級に関し、思い切って1クラス30人学級を目指したいと述べ、皆さんのこうした後押しがあるから頑張りますということを述べています。

また、現に少人数学級を進めている鳥取県教育委員会事務局小中学校課は、平成14年から小学校1、2年生は30人以下、平成15年から中学1年生でモデル事業などを経て33人学級を実施した結果、全国的な学力調査からも一定の成果があったというふうに評価されています。それで、鳥取では国に先駆けて小中学校では35人以下の学級にすることにしたとも書いてあります。

私は、少人数学級は学力の向上の面からも必要です。言われるように国は財政が大変厳しい、そういう中であります。しかし、今回コロナで見られるように、国民の半数以上が反対している「Go Toキャンペーン」がはられています。今日の新聞では、そういう政策を進める菅政権に対して批判も高まっています。

私はこのコロナ禍の中で、生徒児童が安心して学べる環境をつくっていくのは、私は国の責任だと思います。先ほど防衛費の問題を言いましたが、それ以外に国の政府与党が使う官房長官が自由に使えるお金もあります。領収書も要りません。そういったのは多額の金額を使っています。私はそういうのを一つ一つ、しっかりこれこそ予算をそこから導き出せば十分できると思います。

今、全国から声を上げることが大事です。私は、明日、質問で子どもの医療費のことも挙げますが、子どもの医療費も全国から声は上がって行って、国も動き出すようになったわけであります。ぜひ、この請願を採択していただきたいと思います。

以上、賛成討論といたします。

○議長（米村 洋君） ほかに討論はありませんか。

上田健一君。

○9番（上田健一君） 私は反対討論をいたします。

現在、小中学校30人学級の実現に向けて、自民教育再生実行本部では小中学校の1クラスの児童生徒数を30人以下とする30人学級の取り組みを段階的かつ計画的に進めるため、現在1クラスの定員は40人以下とするように定めている義務標準法を改正すべきだとしています。

また、文部科学省でも義務標準法の改正を視野に少人数学級を実現するための費用を来年度予算案に計上するよう財務省に求めておりますし、萩生田文部大臣も実行会議が求めている少人数学級について、将来に向けて持続可能な制度にできるようにしていきたいと踏み込み、恒久的な制度として菅内閣での実現を目指す考えを明らかにされております。

また、11月13日の大臣会見でも、令和の時代の新しい学校の姿として、私としても30人学級を目指すべきだと考えておりますと明らかにされております。文部科学省でも早期実現に前向きに進んでいるので、氷川町町議会での請願は必要ないと思いますので、これは反対討論といたします。

○議長（米村 洋君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） これで、討論を終わります。

これから、請願第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立少数です。

したがって、請願第2号は不採択とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午前11時44分